

「痴漢事件」にみる 無罪推定の原則 [問われる刑事手続きと報道]

取り調べの録音・録画(可視化)の義務付けなどを柱とした刑事司法改革関連法案の審議が国会会で再開される見通しで、成立すれば刑事司法改革は一定の道筋がつくことになる。一方、容疑者・被告人の権利や「無罪推定の原則」を保障する憲法は今年で公布から70年を迎える。刑事手続きを巡っては捜査機関や裁判所の姿勢が常に問われるが、当事者にとって報道の影響も少なくない。「痴漢事件」に巻き込まれたある憲法学者の体験を通じ、改めて考えた。【和田武士】

身に覚えのない「痴漢事件」の容疑者として逮捕された経験のある名古屋学院大学の憲法学部長「木暮健三」撮影



た。同年9月から1年間のフランスでの研究も、手続きが間に合わないなどの理由で辞退を余儀なくされた。毎日新聞を含む複数の報道機関が逮捕を報じ、その影響も実感した。

憲法学者の飯島毅明・名古屋学院大准教授(46)は憲法記念日の翌1年5月3日の夜、広州市内の繁華街にいた。携帯電話で「駅にいるから来て」と婚約者に伝えた瞬間、背後から2人の警察官に取り押えられたという。「聲を聞かせてほしい」なんてこんなことをする。20分ほどの押し問答の末、手錠を掛けられた。広慶路交差点を例題反恣意での現行犯逮捕だった。

飯島さんによると、1週間後に結婚を控えた婚約者とその両親と旅行中で、夕食後に一人で便を出てる飲食店の店を探していた。途中、道沿いはに広がって歩く高校生の一団を追い越した際、自転車の女子がよけて飯島さんにぶつかり、女子は悲鳴を上げた。飯島さんは気に留めず立ち去ったが、一緒にいた男子らが頻りに警察に連絡したようだ。

「説明すれば警察も分かってくれ

るだろう」との淡い期待はあっさり裏切られた。「正直に話せ」「あなたは何を言っている」という警察官の言葉の端々から「犯人扱いされている」と感じた。下着1枚での身体検査、「可憐」という呼称、入れられた留置場。刑事手続きに関する論文も書いていたが、「その場から逃れたいため、やってもいいことをやると自分でしまう気持ちらが分かった」と振り返る。

検察の勾留請求を裁判所が退け、2日後の5日夕に釈放された。飯島さんによると、弁護士が裁判所に勾留しないよう求める意見書を出したり、担当裁判官と面会して旅行のいきさつなどを説明したりしていた。同年8月24日、飯島さんは憲法10分不起訴となった。

婚約者との婚姻届は予定通り出せたものの、検察の結論が出るまでの3カ月余、大学の業務を「巨額」し

飯島さんによると、逮捕間もない時期は、インターネットで「痴漢」と検索すると最初に飯島さんの名前が挙がったという。今も逮捕時の記事や関連する書き込みが散らばる。ネット上の記事の拡散や中傷により、本人や家族は言葉で言いませぬほどの苦しみを受ける」と語る。また、飯島さんの逮捕容疑は、2人の女子高校生に相次いで痴漢行為をしたとして報じられていた。当時、記事を読んだ婚約者は本当にやられたのかもしれないと思ったという。

現在、飯島さんは大学の憲法の講義で自身の体験を積極的に語ることはない。ただ、刑事手続きの理念については、しっかり時間を割いている。学生に最も伝えたいのは「無罪推定の原則」。罪を犯したと疑われ捜査の対象となった容疑者や、刑罰を受ける被害者について、有罪が確定するまでは「罪を犯していない」として扱われなければならないというものだ。飯島さんは「棄権の逮捕報道に触れば(記者や視聴者は)それだけで『犯人はこの人』と受け止めてしまう」と話す。その上で「○○容疑者が逮捕された」という報道に接しても「本当に犯人なのか」と半信半疑な目線で見たい。警察・検察も人間である以上、間違った方向に進んでいくことはある」と語った。

◇
毎日新聞は事件・事故報道に当たり、犯罪事件や誤った報道の教訓を踏まえ、容疑者を直ちに犯人であるとは決めつけないような報道を心がけている。裁判員制度を機に、①で書き限りの情報を出所を明かす②容疑者・被害側の言い分をできる限り取材し報道する③ことに努めている。飯島さんについては逮捕報道後、釈放と不起訴を記事化した。

